

公益社団法人宇和島青年会議所 出席に関する規程

(目的)

第1条 本会運営規則第8条により正会員は例会出席の義務を有する。ここに同会員資格規定第16条により出席義務とそれに関連する事項を規定する。

(出席規制)

第2条 正会員は、本会が開催する例会及び所属委員会にそれぞれ年度内連続6回以上欠席することは出来ない。但し、年度を通じて4回以上の例会及び委員会にそれぞれ出席しなければならない。

(出席補填)

第3条 次の各会合に出席した場合はその年初から当日までの例会及び所属委員会の出席を補填したものとする。

- (1) 全国大会
- (2) 四国地区大会
- (3) 愛媛ブロック大会
- (4) 世界会議及びこれに準ずる国際会議
- (5) 認承証伝達式
- (6) 他青年会議所例会、役員会及び総会（アテンダンスカード提出）
- (7) 理事会の認める他の諸行事。
- (8) その他日本青年会議所、地区協議会、ブロック協議会が公式に認めた会合

(出席簿の整備と確認)

第4条 総務委員会は、例会及び委員会の出席簿を整備し、各正会員の例会及び委員会の出席を確認しなければならない。

- 2 第3条に該当する会合及び事業に出席した正会員名をその担当委員長は当日より1週間以内に事務局を通じ、総務委員長に報告しなければならない。

(出席勧告)

第5条 正会員に次の何れかに該当する行為のあった場合は担当副理事長より勧告を行う。

- (1) 出欠の返信の義務を連続3回以上履行しなかった場合。
- (2) 例会及び所属委員会の出席義務を3ヶ月連続して履行しない時は、総務委員長（委員会にあってはその担当委員長）が4ヶ月目、5ヶ月目に出席を勧告し、なおかつ出席

しない時。

(連絡)

第6条 総務委員長は、自然退会になる前に該当会員及び推薦会員に連絡しなければならない。

(1) 自然退会となる会員を理事会に報告しなければならない。

(2) 出席補てんとなる会合及び事業については、理事会の承認を得て会合の名称、日時、場所及び内容を全会員に連絡しなければならない。

(自然退会)

第7条 第2条の適用により、例会及び委員会の出席が規定未満の会員は自然退会となる。但し、中途入会及び休会中などの特殊な場合は理事会の議を経てこれを決定する。

2 会員開発委員長及び事務局は、自然退会となった会員には、速やかにその旨を連絡しなければならない

附則

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。